

放射性廃棄物最終処分場問題をどう考えるか

小坂 直人

<目次>

はじめに

- 1 指定廃棄物の最終処分
- 2 除染物質の中間貯蔵施設と最終処分
- 3 高レベル放射性廃棄物の最終処分

むすびにかえて

最終処分場は NIMBY か？

はじめに

震災がれきの広域処理をめぐって発言（「北海道新聞」2012.4.7）

上田文雄前札幌市長

「低レベルであっても放射性物質は拡散させるべきではない」

「放射能汚染がなければ震災がれきを受け入れる用意はある」

除染廃棄物の中間貯蔵施設について発言

井戸川克隆前双葉町長（「北海道新聞」2015.3.14）

「国はなぜ原発事故の最大の被害者である双葉町に除染廃棄物を押し付けるのか。加害者の東京電力に責任を持って処理させるべきだ。私たちの故郷はごみ捨て場ではない。こんなことを認めていたら、全国の原発で出る廃棄物はみんな福島第一原発周辺に持って行け、という話になりかねない。」

伊沢史朗双葉町長

「中間貯蔵施設を受け入れたのは苦渋の判断だ。・・・中間貯蔵施設の適地など、本来はどこにもあり得ない。消去法で、福島第一原発が立地し、帰還困難区域に指定され当面住民が戻れない双葉町と大熊町しかなかった。」（同上）

どんなごみであれ、よその自治体で発生したものを自分の自治体内で処分することに抵抗があるのは住民の一般的な感情である。まして、放射性廃棄物であれば、この抵抗は一層大きなものになる。指定廃棄物や除染廃棄物をめぐって引き起こされている反対運動もその限りではNIMBYの延長で考えることは可能である。ただし、NIMBYは、自治体内で考える場合、自治体間で考える場合のいずれであっても、ごみ等の処分それ自体の必要性を各地域自治体が共通認識として持っていることが前提である。原発や放射性廃棄

物の処分場についても、この共通認識があることを前提として問題解決の道を探ることが可能なのだろうか。報告は、この前提についての疑問を出発点としている。主要な関心は高レベル放射性廃棄物にあるが、指定廃棄物等の問題も絡めて議論しておきたい。

参考：押谷一「東日本大震災によって発生した災害廃棄物の処理と NIMBY 症候群」『酪農学園大学紀要・人文社会科学編』第 36 巻第 2 号、2012 年、3 月。

1 指定廃棄物の最終処分

指定廃棄物—福島第一原発事故で飛散した放射性物質が付着し、その濃度が 1kg 当たり 8 千ベクレルを超える牧草や稲藁、堆肥、ごみの焼却灰、下水汚泥など。福島県内の 10 万ベクレルを超えるものは、中間貯蔵施設へ。

放射性物質汚染対処特別措置法（2011 年 8 月公布）によって、国が責任を負い、発生した都県内で処分することを定めている。

指定廃棄物は、当然福島県が突出して多い。福島県・約 15 万 7900 トン、宮城県・約 3400 トン、栃木県・約 1 万 3500 トン、茨城県・約 3500 トン、千葉県・約 3700 トン、群馬県・約 1100 トンなどとなっている。

このうち、福島県では、富岡町にある民間の管理型最終処分場「フクシマエコテッククリーンセンター」（平成 13 年に埋め立てを開始した産業廃棄物最終処分場）で処分することが決まっており、同施設を国有化し、環境省の責任で埋め立て処分をする予定である。

その他の県では、各県一か所とされる処分場の選定をめぐって国と地元、そして地元地域間での軋轢が絶えず、まだ立地点は決まっていない。茨城、群馬両県については選定作業が頓挫した状態である。千葉県では、千葉市内の東京電力火力発電所敷地（臨海部）を処分場とすることを国は決めたが、地元の反発は強い。千葉市としては、全県の 1%に満たない廃棄物量でありながら、柏、松戸、流山 3 市の廃棄物（全県の約 70%）を搬入すること、そして、市街地との距離が 3 キロ足らずの至近であることなどが反発の原因となっている。栃木県は塩谷町の国有林を処分場とする方針を国が打ち出したが、優良な水資源を町の自慢としていることから、町長を先頭に町を挙げて反対している。宮城県では、加美町、大和町、栗原市が国によって候補地とされたが、いずれも水源地であることから、地元住民の反対が強く、本格的な調査が実施される見込みがたっていない。国は、2015 年 4 月には、「最終処分場」という名称を「長期管理施設」に変更するなど、姑息ともいえる対応をしてでも、最終処分場の建設へと進む姿勢を露にしている。

2 除染物質の中間貯蔵施設と最終処分

除染物質→福島県内で除染に伴って発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等を指す。現時点では、これらの最終処分の方法を明らかにすることは困難として、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設が必要となる。これを中間貯蔵施設という。

対象は

- ① 仮置き場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物（落葉・枝等）
※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵
- ② 10万ベクレル/kgを超える放射性濃度の焼却灰等
※10万ベクレル/kg以下の焼却灰等は、富岡町の民間管理型処分場において最終処分する。

国は、この方針に基づいて、計画を進めているところである。今後、予定通りに進むかどうかは定かではない。未解決の問題をかかえたまま、進行しているのが実態である。

たとえば、中間貯蔵施設は福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とし、また、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する、という計画であるが、中間貯蔵した廃棄物を県外で最終処分することについて、具体的な進展があるわけではない。また、指定廃棄物等の扱いに手を焼いている他県からは、福島県に搬入処分するのが「合理的」であるとの意見・圧力が強い。振り返ってみると、中間貯蔵施設の建設が2015年1月大熊町、双葉町に決定するまでの経緯も簡単な道のりではなかった。石原伸晃環境相の「金目の問題」発言で物議をかもしたこともあったが、国が3010億円の対象自治体への交付金を拠出することで決着をみたことになる。しかし、同施設を建設するためには福島第一原発の周辺土地を国有化する必要があるが、2017年1月31日現在で、買収予定地（民有地）1270ha（地権者2360人）のうち、契約済みは約287ha(633人)となっており、土地面積で約17.9%、地権者数の約26.8%の水準にとどまっている。この対象地域は帰還困難区域内に位置しており、地権者にとっては戻る展望を少なくとも数十年単位で持てない土地ではある。国は当初、対象用地の全面国有化を目指していたが、期間30年の地上権を設定する形での土地提供も認める方針に転換し、計画実施を促進する目論見である（「除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理の現状、成果及び見通し」環境省、平成29年3月3日参照）。

※1,2から濃度8千ベクレル/kg以上の放射性廃棄物の処分方法はとりあえず決まった形である。ただ、現実に処分場を確保できる展望を持っているわけではない。除去土壌を減容処理し、8千ベクレル/kg以下になったものを道路・鉄道の盛土等に再生利用する案を打ち出しているのは、その現れである（「減

容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的考え方骨子（案）」環境省、平成 28 年 3 月 30 日参照）。

3 高レベル放射性廃棄物の最終処分

高レベル放射性廃棄物最終処分場については、2000 年の原子力発電環境整備機構設立以来、処分場を誘致する地域自治体を募集する形（2002 年募集開始）をとってきたが、高知県安芸郡東洋町における応募白紙撤回以後（2007 年 1 月）、文献調査段階すらクリアできない状態が続いてきた。こうした事態の打開策が全くみつからないまま推移してきたところに、福島原発事故以後の国民の脱原発意識の高まりという新たな事態を受け、処分場立地点の選定方針を政府は大きく転換することになる。すなわち、文献調査段階から政府が候補地（科学的有望地）を決め、その後、地域に対して働きかけをするという手順に変更することを発表したのである。

最終処分場地点の選定問題については、その問題の背後に「公明正大」の観点からの「公平性」問題が伏在していることを、あらかじめ指摘しておきたい。すなわち、最終処分場を日本のどこかに建設する場合、引き受ける地域自治体が、結局は「貧乏くじ」を引くことになるのかどうか、という問題である。公平という観点から言うと、最終処分場を引き受ける地域自治体がなかなか出てこないという状況の背後には、最終処分場を、いわゆる「迷惑施設」であると認識している事実が存在している。しかし、仮に、最終処分場を日本のどこかに建設しなければならないという国民的合意が形成されて、そして、どこかの自治体が「勇気をもって」引き受けるということになった場合、結果は不公平ではあるが、そこに至る手続きが正当に踏まれているということが認められれば、そういう判断も、あるいはあるのかもしれない。このような国民的意思決定のあり方も「公明正大・公平」の問題だと言えよう。もちろん、現政府が想定している地層処分という形では最終処分場を造らないという選択肢もあり得るから、上記の立論は、地層処分を前提とした最終処分場を日本のどこかに造らなければならないという結論・仮説に基づいたものである。後にみるように、最終処分場も、政府が言う「深地層処分」が唯一の選択肢であるわけでもない。報告者が強調したいのは、どのような方法を選択するにしても、使用済核燃料を中心とした放射性廃棄物が、これまで原子力発電所とその周辺施設を動かしてきた結果生み出されたという事実が厳然としてあり、これを超長期に安全に管理し続けなければならないという課題が突きつけられているという認識を国民が等しく共有する必要があることである。この認識を国民全体が共

有して初めて、課題解決に向けた一歩が踏み出せるのではないかと考えるものである

以上、述べてきたのは、高レベル放射性廃棄物の処分場立地点決定に当たって、われわれがよって立つべきスタンスの問題であるが、現在、政府や関係機関等のもとで進められている処分場をめぐる議論は、このスタンスについて十分に煮詰められないまま進行しているように思われる。したがって、わが国における放射性廃棄物の最終処分場立地点決定問題が現時点でいかなる局面にあるのか、正確に見極めることが重要である。この課題を達成するため、わが国において、最終処分場問題が政府等によってどのように扱われてきたのか、その経緯について概略みておこう。

高レベル放射性廃棄物最終処分場立地点選定への歩み

まず、以下に幌延町を中心とした「地層処分問題」に関わる案件を時系列的に整理した略年表を掲げる。

1967年 動力炉・核燃料開発事業団設立

1976年 地層処分研究開始

原子力委員会「放射性廃棄物対策について一当面地層処分に重点一」

1981年 幌延町 過疎化脱却・地域振興を目的に原発及び関連施設誘致を打ち出す。

1984年 幌延町、動燃の高レベル及びTRU,低レベル核廃棄物を持ち込む貯蔵工学センター計画を誘致。

1990年 道議会で立地反対決議

1991年 科技庁が貯蔵工学センター計画を取りやめ、深地層研究計画を道に申し入れ。

1998年 核燃料サイクル開発機構設立

2000年5月 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」および基本方針

2000年5月 幌延町の深地層の研究の推進に関する条例（2000年5月11日）

2000年10月 北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（2000年10月24日）

2000年10月 地層処分推進を目的とする原子力発電環境整備機構 (*Nuclear Waste Management Organization of Japan NUMO*) 設立。

2000年11月 北海道・幌延町・核燃料サイクル開発機構「幌延町における深地層の研究に関する協定書」

2000年12月 同「幌延町における深地層の研究に関する協定書に係る確認書」

2002年7月 NUMO 文献調査地区の募集開始

2005年10月 日本原子力研究開発機構設置

2007年1月 高知県安芸郡東洋町(長)が応募→白紙に

- 2014年4月11日閣議決定「第4次エネルギー基本計画」
2014年5月21日「大飯原発3,4号機運転差し止め訴訟」福井地裁判決
2015年4月24日 日本学術会議における検討と提言
「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言—国民的合意形成
に向けた暫定保管」
2015年5月22日 閣議決定「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」
改定
2015年6月 政府とNUMO（原子力発電環境整備機構）による選定説明会
2016年3月 高浜原発運転停止仮処分大津地裁判決
2017年4月 経産省・有識者会議、「科学的特性マップ」提示方針

（元年表は神沼氏による。報告者が若干の加筆）

この年表から、いくつかの点が確認できる。①核燃料サイクルに中心に関わる動燃（動力炉・核燃料開発事業団）の設立が既に1960年代になされていたこと。したがって、今日問題となっている原発のバックエンド問題の認識そのものは原発建設の初期から存在したということ。②この動燃のもとで、放射性廃棄物の「地層処分」の研究が1970年代には始まっていたこと。③1984年に、動燃が構想する実際に核廃棄物を持ち込む形での「貯蔵工学センター」を幌延町が誘致したこと。④その後、1990年に道議会で立地反対決議がなされ、貯蔵工学センター計画が中止となり、その代案としての「深地層研究計画」が提案されたこと。⑤2000年に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が策定され、深地層研究センター事業について、道ならびに幌延町との間で「核廃棄物」を持ち込んでの研究はしない等の協定が結ばれたこと。⑥他方、2000年に地層処分推進を目的とする原子力発電環境整備機構 NUMO が設立され、2002年には、文献調査地区の募集を開始したこと。⑦これに応募した高知県安芸郡東洋町（長）が2007年に応募を白紙撤回したこと。以上である。

2015年の「基本方針」改定は、2007年以来完全にストップしていた、地層処分のための適地選定を再開することを意味する。それも、「科学的有望地」の名のもとに、上から押し付けることをあからさまに意図した形においてである。もちろん、立地自治体地域の理解を得ながら進めるという枕詞はついてはいるが、それは、今までもつかないことはなかったのであり、問題は実際にどう進められるか、ということであり、関係自治体地域を中心とした住民の対応が結局は方向を決することになる。

その後、2017年4月には、経産省の有識者会議は、それまでの「科学的有望地」という表現を使用せず、「科学的特性マップ」とすること、そして、火山や活断層が近い適性の低い地域を「好ましくない特性があると推定される地域」、これに該当しなければ「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高

い地域」とし、中でも海岸から近い地域を「輸送面でも好ましい地域」などと
する考えを示した。これで、立地点の住民を含め、国民を納得させるつもりな
のである（2017.5.14 経産省等、都内で一般向け説明会）。

青森県六ヶ所村における使用済み核燃料再処理工場と高レベル放射性廃棄物
の搬出問題→1995年4月、海外から高レベル放射性廃棄物を受け入れるに
あたって、当時の木村守男県知事と田中真紀子科技庁長官との間で「青森県を
最終処分地にしない」との文書を交わす。冷却のために30～50年「一時保管」
されることになっているが、そのままになるのでは、との青森県の不安は強い。

再処理事業が進展しないため、六ヶ所村の使用済み核燃料の貯蔵プールの容
量（3000トン）がほぼ満杯。使用済み核燃料の中間貯蔵施設→原発以外の場
所に「中間貯蔵施設」をつくり対応する。むつ市関根浜 5000トン規模。

低レベル放射性廃棄物—放射性廃液を濃縮固化したもの、使用済みのフィルタ
ーや樹脂、使用済みの作業服などを圧縮・消却したもの。また、廃炉後に出る
コンクリートなど→六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センター。ドラム缶
300万本、埋設完了後、地下水監視や漏水対策などを30年行い、その後も300
年間巡視し、掘削を禁止!（長谷川公一『脱原子力社会へ』岩波新書、2011
参照）

むすびにかえて—最終処分場はNIMBYか？

放射性廃棄物最終処分場をめぐる清水修二氏と神沼公三郎氏の議論に関わ
って、報告者は以下のように論じたことがある。

放射性廃棄物を最終処分する道は世界中どこの国も確立したと言えるところ
は存在しない。安定した地層を有すると考えられる国においてすらそうなの
だから、火山列島の真上に位置するわが国の場合、いわんやおやである。それ
でも、原子力発電を始めてしまったからには、この核のごみをどこかで処分し
なければならないことになる。「わが亡き後に洪水は来たれ」とはよく言った
もので、原発推進は誠に罪深い政策である。

実際、放射性廃棄物の最終処分は「解決不能」と思われるほどの難問である。
この難問は、沖縄県の米軍基地問題と並び、これからのわが国の針路を左右す
る事柄であり、すべての国民がその判断を求められるものである。自分の住む
地域と直接関係はないと見て見ぬふりを決め込むことはできない。放射性廃棄
物の最終処分問題はNIMBY（必要性は認めるが自分の裏庭には置きたくない、
というタイプの問題）と言えのだろうか？ただ、後にみるように、一般に言
われているNIMBY問題と米軍基地並びに原発関連施設に関わるNIMBY問題
との間には本質的な違いがあることをみておく必要がある。ともあれ、この種

の NIMBY 問題にどのような「解決」の筋道がつけられるのか?『住民と自治』2013 年 5 月号に掲載された論文で、清水修二氏は「” 迷惑 “ 施設の立地論— どうすれば合意形成ができるか—」、と題して、この問題について論じている。同誌では、この問題をめぐって一定の論争が起こり、今後、放射性廃棄物処理場についての政策合意を目指すうえで重要な論点が示されているように思われる。

清水氏は、「その施設が本当に必要であることについて、住民間でおおかたの合意が形成できていなければならない」、と述べ、原発の場合は「なくてもいいのではないか」との意見が強くなっているが、「放射性廃棄物の処分場であれば、造らなくてもいいと言うひとはまずいないだろう」、という認識もっている。そして、「候補地を選定するところまでは行政の責任である。公共性への合意がある限りにおいて、候補地選定の作業にまで住民が反対するのはおかしい。高レベル放射性廃棄物の処分場の場合も、立地調査に反対する理由はないはずである。隠密にやるから逆に問題になるのであって、大っぴらにやればいいと思う」。・・・立地決定に住民が参加できる手続をきちんと整えることが肝要だというわけで、一般論としてはこのことに誰も異存はあるまい。・・・住民参加は、言うのはたやすいが、行うのは大変むずかしい。熟議民主主義といった言葉もあり、討論によって合意形成を実現する手続き・方法についてはさまざまな提案がある。しかしどんな方法をとるにせよ、「話せばわかる」という思想の欠如している社会では合意形成は至難であり、金で解決するのがいっそ早道という話になりがちだ。日本人が最も苦手とする分野かもしれない、と述べる（下線は報告者による）。

この清水氏の発言に神沼氏が反論する。最初に「候補地を選定するところまでは行政の責任である。公共性への合意がある限りにおいて、候補地選定の作業にまで住民が反対するのはおかしい」という清水氏の発言に疑義があると神沼氏は言う。確かに、「公共性への合意」は一筋縄ではいかない事柄であり、そのプロセス、手続きなど問題だらけなのは神沼氏の指摘の通りであろう。しかし、どんなに問題ある決定であれ、国民が形としては「ゴーサイン」を出したことになったからこそ、原発が建設され、処分場の実験施設も造られてきたという事実、そして、この決定プロセスを元に戻せないという点から出発すべきだというのが清水氏である。したがって、清水氏も、原発や処分場を容認しているわけではない。要は議論を始める出発点をどこに置くかという点で、両者がかみ合っていないのである。その上でだが、核廃棄物問題についての対処について、神沼氏は、次のように述べている。①原発も、それ以上に問題の多い再処理と高速増殖炉も直ちに完全放棄して、これ以上は運転しないことが重要だ。原発と再処理をやめれば、使用済み核燃料とガラス固化体は今ある以上

に発生しない。②すでに発生しているガラス固化体・・・を絶対に地層処分してはならない。・・・もしも深地層に処分したら、数十万年のうちには放射能が地下水に乗って人間環境に戻ってくる危険性が大きい。・・・使用済み核燃料もガラス固化体も、地上か半地下に置いて人間が永久に直接、監視、管理する以外にない。③使用済み核燃料もガラス固化体も、基本的にその核燃料が使用された原発サイトで永久に保管する。また、原発を廃炉にすると膨大な量の核廃棄物が発生するが、それも当該サイトで保管する、と。

以上の清水、神沼両氏の一致点と対立点を確認しておこう。

核廃棄物を国内で処分することについて両氏ともその必要性を認めている。国が原子力施設の建設地の選定などに当たって十分な情報開示を行わず、もっぱら金の力によってこれらの施設を当該地域に押し付けてきたという経緯を批判しながらも、最終的には「原子力発電は国民の選択である」と考える清水氏と、このプロセス自体の瑕疵を指摘し続けている神沼氏との相違は重要な論点ではあるが、ともかくも核廃棄物処分場を国内に造らなければならない、ということから議論を出発させなければならないとすれば、この相違はおいて問題に対処する必要がある。細かな論点を除くと、結局のところ次のようになる。

清水氏 処分場の候補地を選定するのは行政の責任である。議論はそこからである。高レベル放射性廃棄物を、地上で管理することは不可能である。管理主体が数千年後にまで存続する可能性は絶無といっても言い過ぎではないからである。放射性廃棄物の最終処分は「管理不要な形態」にすることでなければならない。

神沼氏 核廃棄物は既存の原発サイトで地上または半地下において人間が半永久的に監視、管理する以外にない。

議論はこれからではあるが、これまでの限られた知見の範囲で知りうる放射性廃棄物の処理実態に即して考えるならば、基本的には神沼氏に軍配を上げざるを得ない。なぜなら、これらの放射性廃棄物は人類が存続する間、管理主体が誰であれ、向こう数万年単位で管理し続けなければならないものだからである。「管理不要の形態」にする、と清水氏が述べていることも、この時間から自由ではないはずであり、むしろ「管理不要」になるということは人間の手を離れることを意味するから、その時点では、そもそも問題が存在しないのである。われわれが問題とすべきなのは、今生きている世代が後世の世代のために今何ができるか、ということなのであって、将来の科学技術の発展に期待し、その発展のために必要な資金と能力の集中に傾注することは当然としても、現在の技術水準で可能な限り人間と環境に放射能の影響が及ばないようにする「管理」を追求することであろう。

この観点から言えば、安定的な地層の確保が困難なうえ、数万年単位で放

射能を封じ込める技術が確立していない現状では、神沼氏が既存の原発サイトで放射性廃棄物を管理するシステムを構築すべきと述べているのは筋が通っている。核廃棄物を「地層処分」することが正しいのか、それとも地表または浅い地中レベルで処分することが良いのか、直ちに結論が出るものではないかもしれない。しかしながら、上述のように、地層の安定性や管理しなければならない時間から見て、日本ではその適地を探すことが極めて難しいであろうし、加えて日本のどの地域（自治体）がそれを引き受けるという犠牲を買って出ることになるか、選定プロセスがこれまた困難である。原発事故によって放射能で汚染された地域から取り除かれた除染物質の中間貯蔵施設建設をめぐる長い議論が続いてきたが、2015年1月に双葉町が建設を受け入れたことによって一歩前進はした。もっとも、地権者との交渉は紆余曲折が予想されることから、今後一本道で進むことになるかは分からない。2014年8月に施設建設予定地とされる福島県と双葉、大熊両町に対して総額3010億円の交付金を政府が提示したことから話が進んだことに現われているように、迷惑施設たる「中間貯蔵施設」を引き受けてもらう代償として交付金があるという、悪しき方法がここでも踏襲されたことは間違いのないであろう。とはいえ、この決定に至るプロセスにおいて、両町が犠牲を買って出なければ政府方針が進むことはあり得なかったのであり、3010億円という金額で建設を飲まざるを得なかった双葉・大熊両町町民の苦悩をわれわれがどこまで理解するか、問題は重い。

今後、福島県は東京電力の原発を多数抱えていること、そして3.11の事故によって通常の廃炉過程に倍する困難なプロセスを経なければならないという特別な地位にあることを、社会全体で、どのようにカバーできるか、という問題が存在している。原発立地地域における原発の取り扱いは、ひとり原発地域だけの問題ではなく、その他の地域を含む全体の問題として位置づけられる必要があるのであり、とりわけ、福島はそのモデルケースになるのである。

NIMBY問題の福島モデルの構築が求められていると言えよう。

ごみ処理などに伴う、「伝統的」なNIMBY問題の解決手法を放射性廃棄物の処分場に関するNIMBY問題にも適用が可能であろうか。確かに、両者間には共通な要素がもちろん存在するが、本質的に異なる要素がある。まず第1に、放射性廃棄物は当該自治体の住民がもつばら責任を負うべきものではなく、むしろ、電力会社の活動に伴う「産業廃棄物」として、したがって「汚染者費用負担」の原則で本来対応すべき「廃棄物」であるという点である。福島原発事故による汚染水処理をはじめ、全体としての放射能汚染物質の処理について、一義的には「東京電力」の責任であるとの考え方はここに根拠がある。とはいえ、第2に、この電力会社の活動が国の原子力政策を直接具体化した結果であることから、国の事故責任も免れないという点である。放射性廃棄物はその危

険性の大ききゆえに、通常の産業廃棄物とは同等に扱えない。したがって、原子力関連施設はその入口から出口に至る全過程について厳格な管理を求められる施設であり、この面での国の責任は重大である。第3に、この国策を背景に電力会社が立地選定した地域自治体は原子力発電所を受け入れたことに対して、どこまで責任を負うべきなのであろうか。「絶対安全」であるとの国の「お墨付き」と助成金や寄付金などの「持参金」に目がくらんだ自治体当事者の責任がゼロとは言えないが、「お墨付き」が空手形であったことが事実となった今、やはり、「だました」側が悪いのであり、その責任は取らなければならない。そうでなければ、公正と正義は守れないであろう。

以上のことを勘案すると、原発関連施設については、伝統的な NIMBY 問題の解決手法をそのまま適用することは難しいと考える。少なくとも、どこかの自治体を受け入れを表明することを期待して、受け入れ自治体を募集するという手法では解決ができない問題である。この解決方法が「有効」なのは、当該施設が「誰にとっても必要と認められるが、身近にあれば迷惑施設となる」タイプについてである。原発施設は、そもそも「誰にとっても必要」という条件が欠けているので、この手法は取れない。実際、わが国では今後新規の原発建設は難しい状況となっている。したがって、現実的に考えるべきことは、既存原発の廃炉と様々な放射性廃棄物の処分(場)をいかにすべきか、国民的議論に付すことである。その際、議論の出発点をこれまでの原発関連施設の現状に置くことであると考え。清水氏が指摘するように、立地に至るまでの手続きや方法に不当性があつたとしても、形式的には国民的「合意」を取り付けた結果が当該施設であるからである。したがって、その施設の危険性が明らかになった今、その危険を取り除き、元の安心安全な環境を取り戻すために、現状を維持するのではなく、最終的に収束させるために何が必要か国民的叡智の結集が今こそ求められているのである。

原発は多くの国民の反対がありつつも、手続き的には国民の選択によって建設が進められてきた歴史がある。したがって、その廃棄物の処分についても、国民が針路を選択しなければならない。原発について誤った政策をとったのが先人だからといって、現代に生きるものがその後始末に無関心で良いわけがない。原発に賛成であつた人は、なおのことその責任を痛感すべきであり、最終処分問題について責任ある対応が求められている。しかし、もともと反対であつたから、この選択に関与しなくても良いとはならないのである。

(拙稿「原子力エネルギー依存症からの脱却—時代の転換点を見据えて—」『北海学園大学経済論集』第62巻第4号、2015年3月、「放射性廃棄物最終処分場の決定過程における諸問題について」『北海学園大学経済論集』第64巻第4号、2017年3月参照)